

平成27年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年5月28日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	稲垣 誠亮
3番	栢木 進	4番	岩井智恵子
5番	中塚 尚憲	6番	山本 剛
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	欠 員	12番	市木 一郎
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	河野 司	18番	坂口 哲哉
19番	高橋 繁夫	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	澤 嘉彦
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第 1 号

(平成 26 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について)

報告

第 4 議第 48 号から議第 59 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (平成 26 年度野洲市一般会計補正予算 (第 8 号)) 他 11 件)

提案理由説明

第 5 2 月定例会提出、議第 47 号

(平成 27 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号))

予算常任委員会委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

市長提出議案

報告第 1 号 平成 26 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

議第 48 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 26 年度野洲市一般会計補正予算 (第 8 号))

議第 49 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 26 年度国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))

議第 50 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 26 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号))

議第 51 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例等の一部を改正する条例)

議第 52 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議第 53 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

議第 54 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 27 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号))

議第 5 5 号 専決処分につき承認を求めることについて（平成 2 7 年度野洲市
一般会計補正予算（第 2 号））

議第 5 6 号 専決処分につき承認を求めることについて（平成 2 7 年度野洲市
介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号））

議第 5 7 号 専決処分につき承認を求めることについて（野洲市介護保険条例
の一部を改正する条例）

議第 5 8 号 平成 2 7 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）

議第 5 9 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（河野 司君）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成 2 7 年第 2 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、1 9 人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおり
であります。

また、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出さ
れ、お手元に配付しておきましたので、確認願います。

（日程第 1）

○議長（河野 司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、第 1 番、北村五十鈴議員、第 2
番、稲垣誠亮議員を指名いたします。

（日程第 2）

○議長（河野 司君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 2 3 日までの 2 7 日間にいたしたいと思えます。これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月23日までの27日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでございます。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、報告第1号(平成26年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について)、市長の報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案させていただきます議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項としまして、平成26年度繰越明許費繰越計算書1件を報告いたします。また、後ほど議案といたしまして、専決処分につき承認を求めることが10件、平成27年度補正予算1件、条例の改正1件の合計12件につきまして、ご審議をお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、報告第1号平成26年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

平成26年第3回議会定例会における一般会計補正予算第2号及び平成27年第1回議会定例会における一般会計補正予算第7号で、それぞれ繰越明許費として議決いただきました総務費の地方創生先行型交付金事業、他10件の事業につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告といたします。

(日程第4)

○議長(河野 司君) 日程第4、議第48号から議第59号まで(専決処分につき承認を求めることについて(平成26年度野洲市一般会計補正予算(第8号)) 他11件)を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

事務局長。

○事務局長（白井芳治君） おはようございます。朗読いたします。

議第48号専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度野洲市一般会計補正予算（第8号））他専決処分の承認9件、議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、議第59号野洲市税条例の一部を改正する条例。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、引き続きまして、今議会提案の議案につきまして、順次、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議第48号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成26年度一般会計補正予算第8号につきましては、350万5,000円を追加したものです。地方債の補正につきましては、新クリーンセンター建設事業の財源となる循環型社会形成推進交付金が年度間で前倒しの配分となり、市債発行の算定において控除財源が増加したことから変更したものであります。

次に、主な予算の補正の内容といたしましては、歳入では、地方譲与税、各種県税交付金、地方交付税等の額の確定及び繰入金の追加をしたものです。また、歳出では、平成26年度に執行しました滋賀県知事選挙など各種選挙費用の精査や下水道使用料の収入が減少したことによる下水道事業特別会計への繰出金の追加などであります。

続きまして、議第49号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金などの実績見込みにより、財政調整基金繰入金を取りやめるなど所要額を組み替え補正したものです。

次に、議第50号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成26年度下水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、使用水量の減少によりまして公共下水道使用料が減収となることから、2,200万円を減額すると共に、同額を一般会計から繰入金として追加したものです。

議第51号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額を、県税の法人事業税の資本割の課税標準に統一するもの、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を1年半延長するもの、原動機付自転車及び二輪車に係る税率の引き上げ時期を1年間延長するものなど所要の改正を行うものです。

なお、本条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものとし、原動機付自転車及び二輪車に係る改正は公布の日から施行するものです。

議第52号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、国民健康保険の保険税については負担の適正化を図るもので、所得の多い被保険者に対しては、賦課限度額を引き上げ、所得の少ない被保険者に対しては、賦課する保険税の算定基準を緩和するものです。

なお、本条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

議第53号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、国民健康保険法の改正により、野洲市国民健康保険条例の引用条項にずれが生じ、本条例の一部改正が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

なお、本条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

議第54号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算第1号につきましては、平成27年4月6日付で専決処分により既決予算額に58万5,000円を追加したものです。

内容といたしましては、平成27年5月21日執行の琵琶湖海区漁業調整委員会委員補欠選挙の執行経費を追加したものです。

次に、議第55号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算第2号につきましては、平成27年4月10日付で既決予算額に397万4,000円を追加したものです。

主な内容といたしましては、介護保険制度において、平成27年4月から公費負担による低所得者への介護保険料の軽減措置が設けられたことから、歳入では、国庫負担金及び県負担金を、また、歳出では、介護保険事業特別会計への繰出金を追加補正したものです。

次に、議第56号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成27年度介護保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、平成27年度一般会計補正予算第2号と関連予算であることから、平成27年4月10日付で予算を専決したもので、平成27年4月から公費負担による低所得者の介護保険料の軽減措置によりまして、必要となる当該軽減相当額を、介護保険料と一般会計繰入金との間で、組み替えにより補正したものです。

議第57号 専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、野洲市介護保険条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、平成27年4月から、消費税を財源とする公費により所得段階第1段階の介護保険料を減額賦課する仕組みが設けられたことから、当該減額賦課額に係る所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から施行し、平成27年度分の介護保険料から適用するものです。

次に、議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4,171万円を減額するものです。債務負担行為の補正では、野洲駅北口広場整備事業について、財源とします社会資本整備総合交付金の内示を受けて、年度間の事業配分を見直そうとすることから、当該年度以降の支出予定額を変更しようとするものです。

地方債の補正では、野洲駅北口広場整備事業や第1こども園施設整備事業における国庫補助金の内示に伴いまして、合併特例債の限度額をそれぞれ変更するものです。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費の市立病院整備推進事業費では、昨年度に策定しました（仮称）野洲市立病院整備基本計画の事業収支計画等に係る精査業務を行うため、基本計画精査支援業務委託料500万円を新たに追加しようとするものです。今年度は基本計画に基づく基本設計策定業務等の実施を予定しておりましたが、当該予算については、本年2月定例議会において継続審査となっております。本年4月28日開催の予算常任委員会においては、賛成多数により可決いただきましたが、執行に際して、市民の期待に沿えるよう必要に応じて基本計画の精査及び見直しを行うこと、市立病院の開設許可に向けて、国、県の協力が得られるよう努力することに特に配慮することを要望する附帯決議が採択されております。このことを受けまして、基本設計策定業務等に着手する前に、本精査等の業務を行おうとするものです。

この業務によって、予算案が継続審査となった背景にあると推測される計画推進に係る不安感の解消及び今年度に入ってから顕在化した基本計画策定過程における諸課題を明らかにすること、さらには、病院整備業務中断期間における状況変化にも的確に対応し、あわせて本年5月、新たに報告を受けた野洲病院の平成26年度決算報告の実績数値等も参照して基本計画の精度を高めることができると考えております。加えて、精査業務を通じて国及び県等との病院整備に係る協議の一層の円滑化も期待できると考えております。

なお、この精査業務等は後ろ向きの検証的なものではなく、この成果は今後の基本設計策定及び開設許可業務等に有効に機能すると考えております。また、今後、病院整備を進めるにあたり、事業の位置づけ及び方向性の市内外への明確化と政策安定性の確保のために早期に新病院の整備及び運営に関する基金条例の設置を検討したいと考えております。さらに、病院整備及び運営に係る財政面での不安感を解消するために、本来あるべき財源である都市計画税または固定資産税率の上乗せの制度化についても並行して検討を進めてまいりたいと考えております。

市としましては、病院整備に関しましては当該措置がなくても実施可能と判断しておりますが、検討の当初から一部の議員の方々には市財政見通しに対して不安感を抱いておられ、これが職員にまで及び総体的に見ますと結果として、今回の予算案の継続審査に至った要因の1つではないかと推測をしております。これを払拭する方策の1つとして、この制度化が有効と判断いたしました。

ご承知のとおり、本市は、周辺他市はもちろん、当然、全国の多くの都市が基本的に導入している都市計画税を賦課していないため、本来、福祉や教育に充当すべき一般財源を

まちの基盤整備や維持に割いております。今後、本来あるべき財源を確保し市財政の安定化を図るため、固定資産税の超過課税の制度化を検討し、市民、議会の皆様に選択肢の1つとしてご提案をしてみたいと考えております。

なお、都市計画税の制度化に関しましては、平成21年3月議会に条例提案予定で、議会審議及び市民集会、説明会を重ね、議案提出の直前にまで及びましたが、一部の議員及び自治会から強硬な反対が表明されたため見送りました。その際の議論では、反対の方々からは市街化区域だけでなく、固定資産税の率の上乗せ等あまねく負担する制度であれば賛成できるとのご意見をいただいております。この経緯を踏まえ、固定資産税の超過課税を前提に制度の検討を進めてまいります。

また、今回の税措置の検討の補足的な理由、また大きな背景といたしましては、政府において消費税の10%超の課税を封印し、その財源を将来の景気浮揚による税収増という不安定財源に頼る一方、社会保障費の抑制によるという対応を既に明らかにしています。都市基盤の整備運営に係る財源を本来の制度によって確保することで、今後一層必要性が高まる子育て支援や高齢者対策に充てる財源を市独自で安定的に確保しておくことも狙いの1つとして考えております。

民生費の臨時福祉給付金給付事業費及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費では、それぞれ給付事務に係る国の費用負担基準が示されたことによりまして、必要見込額の補正を行うと共に、過年度の給付実績から生じる返還金を追加するものです。

公立こども園施設整備費では、新たに財源としまして、学校施設環境改善交付金を追加しようとすることから財源更正を行うものです。

土木費の都市計画管理費では、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に向けて、都市構造に関する現状分析や将来の都市像を見据えた課題整理に要する委託費用を新たに追加しようとするものです。

また、野洲駅周辺都市基盤整備事業費では、社会資本整備総合交付金の内示により、事業量を配分調整しようとすることから減額しようとするものです。

次に、教育費の小学校施設整備費では、中主小学校におきまして今後の児童数の見込みから、新たに普通教室で1クラス、特別支援教室で2クラスが不足することから、既存の図工室等を改修し対応するため、改修設計費用を新たに追加しようとするものです。

一方、歳入につきましては、市税では、軽自動車税で今年度から予定されていた原動機付自転車や小型特殊自動車等の新税率の適用が延期されたことから所要額を減額しようと

するものです。国庫支出金や県支出金では、臨時福祉給付金は事務費補助金等各種補助金等の交付内示等があったことにより、それぞれ補正しようとするものです。

最後に、議第59号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、番号法の施行に伴い、各種市税に係る申告書等に個人番号または法人番号の記載を求めるもの、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税にわがまち特例が導入されたことに伴い、課税標準の特例割合を定めるものなど所用の改正を行うものです。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行する他、それぞれの規定に対し各附則中で定める日から施行するものであります。

以上、ご審議、ご採決、よろしくお願い申し上げます。

(日程第5)

○議長(河野 司君) 日程第5、2月定例会提出、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第20番、立入三千男議員。

○20番(立入三千男君) ご指名でございますので、予算常任委員会の委員長報告を申し上げたいと思います。

去る3月24日の本会議におきまして、継続審査となりました、2月定例会提出、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第1号)を審査するため、予算常任委員会を4月15日及び4月28日に招集し、説明員の出席を求め審査いたしました結果について、ご報告を申し上げます。

審査にあたりまして、(仮称)野洲市立病院整備基本計画の成果品が同日、開催された都市基盤整備特別委員会で示され、収支シミュレーションが現時点で16年目で黒字化となるという執行部の計画であること、総務省が3月に自治体病院改革の新ガイドラインを発表し、県知事あてに公立病院改革の推進についてを通知したこと及び市及び県との事前協議経過をあわせて判断材料としながら、基本設計委託料の補正予算の是非について審査いたしました。

その結果、2月定例会提出、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、2月定例会提出、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）の可決後に丸山委員から、1つ目に、市民の期待に沿えるよう必要に応じて基本計画の精査及び見直しを行うこと。2つ目に、市立病院の開設の許可に向けて、国、県の協力が得られるよう努力することを内容とする附帯決議案が提出され、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、2月定例会提出、議第47号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午前9時24分 休憩）

（午前9時30分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

2月定例会提出、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について、反対の討論を行います。

ただいま議題となっております、2月定例会提出の議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）は、市立病院を整備するための基本設計に要する費用等であり、先の2月定例会最終日の3月24日に追加提案されたものです。2月定例会では、基本計画が確定していない段階での基本設計入りは容認できない、また、収支見通しや国の交付税措置などの調査をする時間が必要として継続審査としました。継続審査にしたことにより、市長は記者に対し、否決なら次の提案のしようがある、継続審査では市として動きようがない、3カ月は重要な時期、計画は頓挫させられたと発言をし、市議会を批判してお

ります。4月28日の予算常任委員会において、賛成多数で可決すべきと決し、基本計画の精査と国、県の協力が得られるための努力をするよう附帯決議をいたしました。その後、市は附帯決議を受け、病院整備基本計画の主に事業収支計画の内容の精査をすることを盛り込んだ、(仮称)野洲市立病院に係る課題と今後の予定等についてを5月22日の全員協議会に報告事項として提出しました。この中には、あるべき新たな財源確保として、固定資産税の超過税率の制度化を市立病院の整備推進と合わせて早期に実現するべきと述べています。これまで、病院整備のための増税はしないと繰り返していたものが、一転、病院整備と増税をセットにした提案をしています。このことは、本日、今議会で他の案件の提案理由の中でも述べております。このような後出しは民主主義に反するものであります。

私はこれまで、仲間の議員と共に市民要望の強い病院の早期整備を推進してきましたが、基本設計段階に入りこのような強引で理不尽なやり方には到底納得できるものではありません。2月議会における本予算案の提案理由には、増税のことには触れておらず、病院会計への一般会計からの繰り入れは年間約3億円と試算され、野洲病院へは毎年恒常的に1億数千万円を一般財源から支出しており、実質2億円弱であり、この追加繰り出しについても現行でも何とかやりくりできると説明しています。補正予算を認めれば、同時に固定資産税の増税を進めようとするには、市民にも納得は得られるはずもなく、これに反対するものです。

本来であれば、本議案は取り下げを行い、まずは今5月定例会に提案された、平成27年度一般会計補正予算(第3号)のうち、基本計画精査支援業務委託料による基本計画の精査を行い、収支計画の精度を高め、その上で改めて基本設計に要する費用を提案すべきであり、2月定例会提出、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第1号)には反対をします。

○議長(河野 司君) 次に、第8番、野並享子議員。

○8番(野並享子君) 議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第1号)に対して、賛成討論を行います。

3月24日に追加提案として上程された補正予算は、市立病院の建設計画に対して起債の発行が許可されないかもしれないとか、交付税措置が認められない可能性が大きいとか、公務員をふやすことになるので、国が交付税でペナルティーがかけられるかもしれないという懸念があり、このような問題をはっきりさせるために3月24日の予算常任委員会で基本設計の補正予算の継続審査に賛成をしました。継続中に国会議員の協力も得て、疑問

点を明らかにいたしました。4月6日に総務省に確認した結果、県が病院事業債も起債適当と認めれば、国は必ず地方交付税措置を行う。市民病院となり、公務員をふやしたからといって、交付税でペナルティーをかけたことはないということでした。

このような調査結果をもとに、4月28日の予算常任委員会で補正予算に賛成をいたしました。早期に基本設計を執行していただきたい思いでした。多くの市民が市民病院の早期建設を望んでおられます。野洲病院は年間14万人が利用されており、地域医療を担う病院です。県の健康医療福祉部長も、野洲市に中核医療機関は必要であると発言されており、地元医師会からも早期に建設をと要望も出されており、また、5月20日、共産党野洲市議団と県会議員立ち会いのもとで、県の総務部長との話し合いにおいては、野洲市から精度の高い収支計画が出されたら、再度、協議を行うと話されており、速やかに精度の高い収支計画を出し、県との協議を進める必要があります。

22日の全員協議会に出された病院建設の課題と、今後のスケジュールで、都市基盤整備のためには固定資産税の引き上げを提案するなど、新たな問題を持ち込み、混乱を引き起こしていますが、病院建設と固定資産税の増税とは切り離し、市民の命と健康を守るために、市民病院の建設を計画どおり平成30年開設に向け、大いに奮闘されることを申し添え、賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論いたします。

本予算は、(仮称)野洲市立病院整備を推進するための基本設計業務委託料等の関連経費ですが、平成27年3月12日に開催されました、第2回(仮称)野洲市立病院整備基本計画評価委員会の収支計画では、第1回目の収支計画の開院20年後でも赤字よりは改善されたものの、15年目までは赤字とされています。また、医院として役割に応じて必要な病床を考えなければならず、新病院が担うべき医療機能、在宅医療の後方支援に逆行しています。また、急性期を減らし、回復期をふやしていく流れの中で、県が策定する医療構想とそごが生じ認められない可能性がある。収入はシビアな予測が必要で、誰が見ても納得できるシミュレーションが必要である。今月に公立病院に対する新たな改革プランが出される予定だが、16年目の黒字化では交付税は出ないかもしれない。また、全体的にも野洲病院の焼き直しの印象である。新しいモデルの公立病院としての期待をしているが、失敗して困るのは市民であるとあり、大変厳しいものがあります。

まとめとして、収支計画については、さらなる経営努力を条件に基本計画を進めていただくこととするとされています。

財政面では、病院事業へ年間3億円の繰り入れが恒常的に必要とされており、交付税で裏打ちされた額を含めると、一般会計から毎年6億円を病院に供出しなくてはなりません。そもそも、交付税交付金は特定財源ではなく額が保障されたものではありません。病院事業債の起債どおりの基準は、合理的な範囲内における一般会計繰入金によって、確実に回収が見込まれると認められるものであることと規定されていることから、一般会計から6億円の財源確保が必要となります。

さらに、確定ではありませんが、公立病院を整備することによる職員増等により、普通交付税の行革関連分が削減される可能性があり、現在の野洲市の財政状況では、これらを補うだけの余力がなく、実現性に乏しく、ましてや確固たる基本計画さえ示されていない状態での補正予算の提出に対して、到底賛成できるものではありません。

さらにこの数カ月、収支計画が変遷しており、算定となる基準も不明確な中、市民が混乱しています。今しばらく時間をかけて、市民のリスクを含めて、周知、理解させ、混乱をおさめてから採決をしても病院のプロジェクトの規模を考えれば遅くはないと考えます。

最後に、終始一貫して野洲市内における地域医療の拠点としての病院には賛成してまいりました。あくまでも、絵の具を砂糖水に溶かして甘い絵を描くごとくの収支計画に対して反対してきたのであり、改選以来、筋を曲げることなく現実を踏まえた行動をしてまいりました。

以上、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）に対する反対討論といたします。

採決の結果にかかわらず、全ての責任において市長の責任として全うしていただくことを願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、2月定例会提出、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。2月定例会提出、議第47号は委員長の報告の

とおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、2月定例会提出、議第47号は否決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

5月29日から6月3日までの6日間は、議案調査のため、休会といたしたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、明5月29日から6月3日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月4日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一部採決及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。(午前9時44分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年5月28日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 北村 五十鈴

署名議員 稲垣 誠 亮